

2024年2月14日

IASO.info コラム 第3回

化学物質管理者の選任とその役割（前編）

筑波大学 環境安全管理室 室長（教授）

中村 修

「自律的化学物質管理」はまだこれから

読者の皆さんは化学物質との関わりがあるので、「自律的化学物質管理」とか「有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則（以下「特別則」）が将来廃止になる。」ということを知ることがあるかもしれません。厚生労働省は、2021年7月19日に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（以下「報告書」）を公表しました¹。現在の労働安全衛生法による化学物質管理では「特別則のリストに載っている物質を常に使用している場合」に様々な義務（局所排気装置の設置、作業環境測定および特殊健診の定期的な実施など）が課されています。この管理は法律を守りさえしていれば、ある程度の管理レベルにできることが利点であり、専門的な知識も不要です。

その一方で、特別則の規制の対象になるかどうかはリストに載っているかどうかで判断されるため、安易な代替を促し、それが重大な労働災害につながる事が問題になっていました。報告書では特別則に指定されていない物質についてはリスクアセスメント）に基づいて自律的に管理（自律的化学物質管理）を行うことや、近い将来に自律的化学物質管理が社会に定着したら、特別則も廃止し全ての物質を自律的化学物質管理に移行する事も提唱されました。

残念ながら一足飛びに自律的化学物質管理に移行する事は難しく、令和5年4月から施行が始まった労働安全衛生法の改正には理想はあまり反映されませんでした。それでも令和6年4月1日より施行される化学物質管理者の選任義務は、自律的化学物質管理の実現に向けた端緒となるかもしれません。本稿では化学物質管理者選任義務の背景について説明した後、化学物質管理者の実務に必要な事業場内のネットワーク作りについて述べます。なお、本稿では化学物質のリスクのうち健康障害リスクのみを論じます。

化学物質管理者選任の背景

自律的化学物質管理を行うにあたり、必要となるのがリスクアセスメントです。これは皆さんも無意識にやっている事です。以下に例を挙げます。新型コロナのパンデミックは記憶に新しいと思います。その渦中であって我々はワクチンを接種するかどうかの判断を強いられました。ワクチンを接種するリスクと新型コロナ罹患後の重症化リスクを天秤にかけ、接種すると判断したら、前もって副反応への対応（鎮痛剤や水分補給の準備など）をしたはずで、この様にして事前にリスクを判断し、選択したリスクを許容できる程度に小さくする。これはリスクアセスメントそのものです。

「化学物質のリスクアセスメント（以下「RA」）」では、リスクはその化学物質を体内に取り込んだ量（ばく露量）によって判断されます。RA は平成 28 年から 640 物質等を対象に義務化されましたが、普及しませんでした。その実施率は 50%強であり、実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが多いという調査結果があります²⁾。人材不足は RA の普及の妨げとなっており、特に中小規模事業場において顕著です。

この様な現状を打開すべく、化学物質管理者の選任義務が化学物質を取り扱うすべての事業場で課せられることになりました。化学物質管理者の主な役割は RA の実施の管理です。選任にあたっては、「他者に化学物質を譲渡するかどうか」で要件が異なります。譲渡しない事業場では選任にあたり要件はありません。譲渡する場合は選任にあたり 2 日間の受講が義務付けられています。

この法的要件を満たす為に、かつてない規模で化学物質の教育が行われています。化学物質についての知識と、化学物質管理についての知識はあまり重ならないので、本稿掲載時には多くの初心者マークの化学物質管理者が選任されているはずです。

化学物質管理者の実務ことはじめ

貴方が事業場唯一の化学物質管理者として選任されたと仮定します。化学物質管理において「化学物質管理システム」はその大きな助けになりますが、これを使う前にやることは沢山あります。スムーズに役割をこなすにはどのような事をすればよいか、考えてみましょう。

化学物質管理者はその名の通り管理をする立場でありながら、法令上は特段の権限は設定されていません。そのため事業場内のネットワークづくりが肝要です。従業員が 50 人以上の事業場では衛生管理者選任の義務があります。衛生管理者との信頼関係を作りましょう。衛生管理者は事業場内の安全衛生のキーマンである可能性が高く、そうでなくても毎週巡視しているので事業場の化学物質の取り扱いの状況を知っているはずです。時間が許す限り巡視に同行し、衛生管理者や現場との接点を持ってください。

衛生管理者が選任されている事業場であれば、（安全）衛生委員会（以下「委員会」）も月に 1 回開催しているはずです。この委員会に参加していなければ、オブザーバー参加しましょう。この委員会では RA の実施とそれに係る措置を議題とすることが義務付けられています。このほかにも巡視の報告や、巡視の指摘事項の改善、事故発生状況や作業環境測定の結果などが議題として取り上げられていますから、関係がある時だけ参加するのではなく、毎月参加することを強くお勧めします。

次に、委員会を所掌している担当者または担当部署が、議事録を管理しているはずです。これを RA の義務化が施行された平成 28 年からまとめて入手して分析します。あなたの事業場がこのタイミングで RA をやり始めたかどうか、そしてその体制が維持されているかどうか、議事録を分析することで分かるはずです。前述の実施率 50%は大企業も含んでいます。実際には貴方の事業場ではかなり高い確率で実施されていないか、形骸化している事でしょう。実施されてこなかった、あるいは形骸化したことにはそれ相応の原因があるので、組織的要因まで踏まえて当時の情報を収集してください。貴方が同じ失敗をしないための貴重な情報になるはずです。

これらの取り組みとは別に事業場で作業環境測定を行っていたら、これも可能な限り同行をお

勧めします。RA 対象物質の多くは作業環境測定の対象ではありません。しかし、化学物質を取り扱う際には単独で使用することはほとんどなく、多くの化学物質を組み合わせで使用しています。それらの多くが RA 対象物質である可能性が有ります。衛生管理者の巡視は 1 つの現場に滞在する時間は長くて 10 分程度でしょう。これに対して作業環境測定は最低 1 時間現場に測定のため滞在します。その場に立ち会うことで化学物質の使用状況について、多くの情報が得られます。そして同行することを通じて作業環境測定士や、現場との顔が見える関係を地道に作っておけば、「RA 実施の管理」の強力な情報源になります。

繰り返しになりますが RA 実施の体制を構築（または維持）することが化学物質管理者の仕事です。事業場内のネットワーク作りはその土台となります。

RA 実施とその後について

何とか体制を整備して RA を行ったとしても、それで終わりではありません。今回の法改正のもう一つの目玉は保護具着用義務の規制強化です。これにより RA の実施に伴い、殆どの取り扱い作業において保護手袋や保護メガネのような保護具の着用が必要となるでしょう。令和 6 年 4 月より、その名の通り保護具着用を管理するための「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられました。RA の実務や保護具については次の回に詳しく説明します。

- 1) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19931.html
- 2) 平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）概況

■次回は『化学物質管理者の選任とその役割（後編）』を掲載予定です。

プロフィール



中村 修 (なかむら おさむ)

所属 筑波大学 環境安全管理室 室長 (教授)
学位 博士 (工学) (2020 年 3 月 九州工業大学大学院)
主な専門分野 化学物質管理、労働安全衛生管理、他
所属学会等 大学等環境安全協議会、産業衛生学会、他

■学歴

平成 7 年 山口大学工学科工業化学科 卒業
平成 9 年 山口大学大学院応用化学工学専攻 博士課程前期 修了
令和 元年 九州工業大学生命体工学研究科 生命体工学専攻 (社会人博士課程 後期)
単位取得退学

■職歴

平成 9 年 タマ化学工業株式会社 一般社員
平成 15 年 (株)日本海洋生物研究所 一般社員
平成 17 年 東北大学 助手
平成 25 年 九州工業大学 准教授
平成 29 年 筑波大学 教授 (現在に至る)

詳細は以下を参照

<https://trios.tsukuba.ac.jp/researcher/0000004046>

本コラムは、薬品管理支援システム『IASO』WEB サイト (<https://iaso.info/column/>) に掲載しております。本コラムを含む『IASO』WEB サイトのテキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。

■お問い合わせ先

東北緑化環境保全株式会社 IASO プロジェクト
iaso-project@tohoku-aep.co.jp
022-263-0641